

条例公布時の長の署名における電子署名 による方法の追加

茨城県

| | | | |
|-----------------|---|--------|-----|
| 提案名 | 災害時でも条例公布を可能とするための条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加 | | |
| 実現したいサービス・事業の概要 | 災害時など登庁が難しい場合でも条例公布を行えるよう、条例公布時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法も可能とし、いずれかを各自治体の判断で選択できるようにする。 | | |
| 事業実施体制 | 茨城県 | 事業実施場所 | 茨城県 |

【課題】

- ・地方自治法上、条例公布時の長の署名は自署に限られ、電子署名は認められていないため、条例公布に係る事務については、紙を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない。
- ・そのため、災害時など登庁が困難な場合に条例の公布が不可能となることも想定されるところ、条例が県民の権利義務に関わるものである場合には、その適用ができず県民生活に深刻な影響を及ぼす可能性がある（例：国の税制改正に伴い、3月末に専決処分により県税条例を改正、4月1日施行が必要な場合において、条例が公布できないとき等）。
- ・特に、本県は、原子力発電施設が、県庁から約20km（全国で2番目に近い立地）に位置していることから、仮に原発事故があった際の影響は甚大であり、災害時でも業務を遅滞なく完結できる体制を整備しておくこと、すなわち本業務のデジタル化が必要である。
- ・よって、特に本県においては、条例公布時の長の署名を電子署名とすることの必要性が高いと考えるが、あくまで自署を否定するものではなく、自署とするか電子署名とするかは、各自治体が選択できる制度を望むものである。

必要な規制・制度改革

【根拠法令等】

- ・地方自治法第16条第4項
当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

【規制・制度改革の内容】

- ・条例公布時の長の署名に代替する手段として、電子署名を認める。
※ 電子署名はその危殆化リスクから5年間の有効期限がある等の課題があるが、「電子署名」と「タイムスタンプ」とを組み合わせた長期署名を行い、「タイムスタンプ」の有効期限を更新することによって、「電子署名」の長期にわたる有効性の確保が可能

規制改革の実現・サービスの実装により実現される地域の姿

- ・条例公布時の長の署名に電子署名による方法が可能となることで、条例公布に係る手続きが紙を介在することなく、全てデジタルで完結するようになる。
- ・災害時など登庁が困難な場合でも条例の公布手続きが遅滞なく完結できるようになり、県民生活への影響を回避し、引いてはデジタル・ガバメントの実現につながる。

条例公布時の電子署名を可能とするための総務省への要望の結果について

条例公布時の知事署名に電子署名を可能とするための法改正等の要望を行うため、12月1日、大井川知事が鈴木淳司総務大臣を訪問しました。

1 要望日時・場所

令和5年12月1日（金） 10:50 ~ 11:00

総務省 大臣室（中央合同庁舎2号館7階）

2 大井川知事コメント

- 紙を介在することなく、事務手続の全てがデジタルで完結することが非常に重要だと考えている。災害時など登庁が難しい場合でも条例の公布の手続が滞りなくできるよう、条例公布時の長の署名について電子署名も可能となるよう制度の見直しをお願いしたい。
- 署名という伝統を守るということも重要であるが、行政事務のデジタル化は県民サービスの観点でそれを上回る価値があると思うので、是非、前向きな検討をお願いしたい。

3 鈴木淳司総務大臣コメント

- 署名という文化も大事であり、すぐ法改正を行うことは難しいと思うが、茨城県の思いは伝わった。
- 条例公布時の長の署名について、災害などの緊急時の対応のためにも、電子署名でも対応できるようにしてほしいという趣旨の要望であることは理解した。**しっかり検討する。**



▲要望書を手渡す様子（右から鈴木総務大臣、大井川茨城県知事）

※参考 地方自治法第16条第4項

当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(補足)
「署名」 → 長が条例原本に自署すること
(松本英昭「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」(学陽書房、平成29年、240頁))。

総務省回答に対する茨城県の主張

【総務省の回答】

電子署名及びタイムスタンプは、それぞれ証明する事項が異なること等を踏まえ、提案内容であるこれらを組み合わせる方法が、現行の署名が果たしている機能を代替できるかについて慎重に検討されなければならないものと考えている。



【茨城県の主張】

- 「電子署名」：電子文書の「本人性」と「非改ざん性」を証明するもの
⇒「電子署名」に係る「電子証明書」の有効期間は、その危殆化リスク（※）を考慮して電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）で5年までと定められている。

※技術の進歩により、電子署名に使用されている暗号技術の安全性が低下すること



- 「タイムスタンプ」：「付与された時点で確かに電子文書がその内容で存在していたこと」を証明するもの
- 「電子署名」と「タイムスタンプ」を組み合わせた長期署名を行い、「タイムスタンプ」の有効期限を更新することによって、「電子署名」の長期にわたる有効性の確保が可能となる。
- なお、茨城県では、すでに法令に基づく処分通知（許可証）等について「電子署名＋タイムスタンプ」の技術を活用した電子公印を導入している。

署名は有効で、Oigawa Kazuhikoによって署名されています。
署名時刻: 2023/05/29 14:51:56 +09:00
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List

**知事名の署名
(県作成文書の証明)**

正当性の概要
文書は、この署名が適用された後、変更されていません。
証明者は、この文書についてフォームフィールドの入力、署名、および注釈の作成を許可することを指定しています。その他の変更は許可されていません。
署名者のIDは有効です。
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。タイムスタンプ時刻:
2023/05/29 14:52:04 +09:00
署名は保証された(タイムスタンプ)時刻に検証されました:
2023/05/29 14:52:04 +09:00

**タイムスタンプ
(作成日時証明)**

署名済みであり、すべての署名が有効です。
※真正な電子文書の場合、PDFファイルを開くだけで自動検証して表示

株式会社
代表取締役社長 △△ 殿

茨城県知事 大井川 啓

公有財産の貸付けについて (通知)

令和2年2月19日付けで借用申請のありました公有財産については、これを貸し付けることとなりましたので通知します。